食品衛生責任者 養成講習会で 資格を Get!



TEL/FAX 0766-28-7150

- ▶ 飲食店やお菓子屋、精肉店などの食品製造販売する施設では、「食品 衛生責任者」の設置が義務付けられています。
- ▶ 調理師や栄養士などの資格を持つ人以外は、食品衛生責任者になるための資格の取得が必要です。お店を始める前に、まず、養成講習会 (期間1日)を受講・修了してください。
- ➤ 富山県内では、富山市と高岡市の会場でほぼ毎月交互に養成講習会を 開催しています(集合型6500円)。それ以外に「日本食品衛生協会 eラーニングサービス」によるWEB講習会でも資格を取得することが できます。
- ▶ 詳しくは、高岡食品衛生協会のホームページ(検索or二次元コード参照)をご確認ください。

新規開業!事業承継!人事異動!将衆に備えて資格。「今」でしょ!



高岡食品衛生協会



ネットで申込みOK!

スマホのカメラでパシャリ!